

丹南地区介護認定審査会設置条例

平成 19 年 3 月 29 日 条例第 1 号
改正 平成 21 年 2 月 23 日 条例第 2 号
改正 令和 3 年 8 月 24 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 福井県丹南広域組合は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条の規定により介護認定審査会を設置する。

(名称)

第 2 条 この介護認定審査会は、丹南地区介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）という。

(執務場所)

第 3 条 認定審査会の執務場所は、越前市瓜生町 5 字町田 1 番 1 サンドーム福井内とする。

(認定審査会の委員の定数)

第 4 条 認定審査会の委員（以下「委員」という。）は、70 名以内とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 6 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員の職にあるものの任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。